

重要事項説明書 (坂ノ市こども園)

※大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 寿光福祉会
所 在 地	大分市久原中央2丁目8番16号
電 話 番 号	097-592-1143
代 表 者 氏 名	理事長 巖水 瑠華

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	坂ノ市こども園
施 設 の 所 在 地	大分市久原中央2丁目8番16号
連 絡 先	電話 097-592-1143 FAX 097-592-1159
管 理 者	園長 巖水 顕道
利 用 定 員	1号認定子ども(教育標準時間認定) 15人 2号認定子ども(保育認定) 165人 3号認定子ども(保育認定) 0歳:30人 1・2歳:85人
実 施 す る 事 業 の 種 類	延長保育、一時預かり保育(一般型・幼稚園型)、障がい児保育 子育て支援事業
開 設 年 月 日	昭和26年 4 月 1 日

3 運営の方針

・入園する乳児及び幼児(以下「児童」という。)の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

・教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。

・社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。

4 認定区分ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	午前8時30分～午後1時00分(別途利用者負担あり)
時間外保育	月曜日～金曜日:午前7時～午前8時30分、午後1時～午後6時(別途利用者負担あり) 土曜日:午前7時～午後6時(別途利用者負担あり) 長期休業期間:午前7時～午後6時(別途利用者負担あり)
延長保育	午後6時～午後7時まで(別途利用者負担あり)
休園日	<夏休み> 直近の小学校に準ずる～8月31日(1号長期休業期間) <冬休み> 直近の小学校に準ずる(1号長期休業期間) <その他> 年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日(完全休園)

(※別途利用者負担をお支払すれば、保育の必要性のある方のみ長期休業中は教育標準時間内のお預かり可能)

【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時～午後6時(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時30分～午後4時30分(8時間)
時間外保育(保育短時間認定のみ)	月曜日～金曜日:保育短時間終了後～午後6時(別途利用者負担あり) 土曜日:保育短時間終了後～午後6時(別途利用者負担あり)
延長保育	午後6時～午後7時まで(別途利用者負担あり ※時間厳守)
休園日	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日(完全休園)

5 職員体制

当園では、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。(令和6年4月1日現在)

職種	計	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		
副園長	1人	1人		
主幹保育教諭	2人	2人		
指導保育教諭	3人	3人		
保育教諭	46人	31人	15人	(内、育休中2人)
放課後児童支援員	3人	2人	1人	
子育て支援員	2人		2人	
主幹栄養士	1人	1人		
栄養教諭	3人	3人		
栄養士	4人	4人		
調理師	5人	2人	3人	(内、育休中1人)
看護師	2人	1人	1人	
事務員	3人		3人	
講師	3人		3人	体操講師、英語講師、書き方講師
合計	79人	51人	28人	

6 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼稚園教育要領(平成29年文科省告示第62号)／保育所保育指針(平成29年3月31日厚労省告示第117号)／幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文科省・厚労省告示第1号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 教育・保育及び時間外保育の提供
上記4に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 延長保育
上記4に記載する時間において、保育を提供します。
- (3) 時間外保育事業
上記4に記載する時間において、保育を提供します。
- (4) 送迎
保護者による送迎を基本とします。(保護者駐車場あり)
- (5) 一時預かり事業(ぐるんば)
未就園児を対象として、園内にて託児を行います。
- (6) 子育て支援事業(かんがるーはうす)
未就園児を対象として、園内にて子育て親子対象にサークルを行います。
- (7) 子育て支援事業(NPプログラム)
未就園児を対象として、園内にて託児を行い、母親対象にサークルを行います。

7 給食等について

- (1) 提供方針
乳幼児の心身の発達に伴うバランスのとれた献立を作成し、楽しい食事、楽しいマナー、偏食の指導など、乳幼児期の重要な保育の一環としています。
- (2) 提供方法
全て自園調理で、0歳～5歳まで完全給食です。主食の持参は必要ありません。
- (3) 昼食・おやつ
保護者の方には、前月末頃に翌月の献立表(はーとくっきんぐ)をお配りします。
月1回の弁当デーには、手作りのお弁当を持たせましょう。(8月は衛生配慮の為、除く)
- (4) アレルギー等への対応
使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。
医師の診断書・スコア表等を基に、ご相談の上、除去するなどの対応をいたします。(すべてのアレルギー食物の除去に対応できない場合もあります。)

(例)卵、牛乳、そば 等
- (5) 衛生管理等
主幹保育教諭、調理師及び保育教諭(0歳担当)は、毎月検便を行っています。

8 保護者負担について

(1) 入園に要する費用の負担 ・入園手数料:ありません

(2) 入園後の費用負担

- ① 毎月の保育料:認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額
- ② 幼稚園型保育料(1号認定):3,000円/月 (※幼児教育・保育の無償化対象料金)
(午後1時~午後4時30分の間に利用する場合にかかる料金)
- ③ 長期休業期間の時間外保育料(1号認定):8,000円/月 (※幼児教育・保育の無償化対象料金)
400円/半日(午前8時30分~午後1時、午後12時30分~午後4時30分)
800円/1日(午前8時30分~午後4時30分)
- ④ 延長保育料(2号認定・3号認定):100円/30分 2,500円/月 (※保育の無償化対象外)
※利用を希望される方は申込書を提出してください。延長保育は原則19:00までです。
万一、19:00以降のお迎えになる場合は、1,000円/30分追徴させていただきます。
- ⑤ 時間外保育料(1号認定):教育標準時間外~午後6時 100円/30分
(2号認定・3号認定):保育標準時間と短時間の差額/月
- ⑥ 実費負担額
 - ・制服代・かばん代:保育用品及び価格表参照
 - ・教材費:保育用品及び価格表参照
 - ・給食費:1号認定 月額5,500円(内、主食費1,000円・副食費4,500円)
2号認定 月額5,500円(内、主食費1,000円・副食費4,500円)
3号認定 無料(保育料に含まれているため)
 - ・写真代:1枚58円~770円 (はいチーズ!、クリエイト)
 - ・PTA会費350円(@1世帯ごとに徴収 ※保護者が管理します)
 - ・記念品代200円(@園児1名ごとに徴収 ※保護者が管理します)
 - ・卒園アルバム代 (金額は保護者と折半になります)
 - ・その他、お子さんの所有する物品、活動費等で、別途書面によりお知らせする費用
- ⑦ 特定負担額 ・施設整備費:ありません ・施設維持費:ありません ・研修充実費:ありません
- ⑧ 付帯サービスの利用料金
 - ・(4・5歳)ABCキッズ:保育時間中に、講師による英会話でのふれあいあそびを行います。
月額580円(4月から3月までの月極契約で当月払い。教材費、機器使用料を含む)
 - ・(5歳)峯田教室:保育時間中に、講師による運動あそびを行います。
月額450円(4月から3月までの月極契約で当月払い。教具費、器材料を含む)
 - ・(5歳)マナー講習:3月上旬、保育時間中にレストランでマナー講習を行います。
月額420円(4月から3月までの月極徴収)(会場の都合により価格の変動有)
 - ・(5歳)かきかた教室:保育時間中に、講師によるかきかたの指導を受けます。
月額500円(4月から3月までの月極徴収)
 - ・(3・4・5歳)ちえのみ:保育時間中に、知育教材を使って遊びます。
月額670円(5月から2月までの月極で当月払い。教材費として徴収)

- (3) 上記①の保育料は、4月分から口座の引き落としとします。口座振替日は、毎月15日です。15日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。引落とし出来なかった方は、現金にて徴収します。
- (4) その他の負担額も、口座引き落としとします。
- (5) 負担金を現金徴収した場合は、領収印を押印します。
その他は、通帳の記帳により、領収に替えさせていただきます。
- (6) 休園や途中退園の場合、お支払いいただいた費用については返還致しかねます。
休園する場合も、基本保育料はお支払させていただきます。
- (7) 上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。
おむつ、タオル、お昼寝布団、エプロン、はし、ハブラシ 等

9 入園の心得

- (1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の9時までにご連絡願います。

- (2) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合や、決められた人以外のお迎えの場合はご連絡をお願いします。

- (3) 毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

- (4) 感染症について

感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから医師の意見書、もしくは保護者記入の登園届けが出たら登園出来ます。その他指定感染症、特別感染症の登園停止期間は市の方針に準じます。

- (5) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、保護者の承認を得た上で行うことができます。必要がある場合は、個別にご相談させていただきます。なお、市販の薬は受け付けません。

- (6) 延長保育が必要な場合

延長保育は、原則就労・通勤時間が延長保育時間に架かる方のみ、ご利用が可能です。

延長保育申込書をご提出の上、日払いの方は、利用の都度ご連絡をお願いします。

延長保育終了時間は午後7時です。これ以降超過する場合は、超過料金30分1,000円を加算徴収しますので、必ず19時までのお迎えをお願いいたします。

- (7) 連絡方法

園からの連絡は、ルクミー配信(毎日のお便り、園だより等) 、ホームページでお知らせしますので、必ず目を通してください。

- (8) 個人情報について

園では、撮影した写真をホームページ、写真販売サイト、及び保育や広報、研究目的で利用します。必要な場合を除いて他の目的で利用することはありません。

10 利用の終了について

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき
- (2) 3号認定子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保育料不納等により運営に支障をきたすとき（法的措置を取らせていただく場合があります。）
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

名 称	坂ノ市病院
医 師 名	長濱 明日香
所 在 地	大分市坂ノ市1-269
電 話 番 号	097-574-7722

(2) 歯科

名 称	吉田歯科医院
医 院 長 名	吉田憲史
所 在 地	大分市城原1769-8
電 話 番 号	097-593-0225

(3) 薬剤師

名 称	国立前調剤薬局
医 院 長 名	清原克太
所 在 地	大分市横田2丁目13番1号
電 話 番 号	090-1877-0156

12 緊急時の対応方法

当園では、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

13 賠償責任保険の加入

(1) 保険会社

①東京海上日動火災保険株式会社、②あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2) 保険の種類

園賠償責任保険・園児団体傷害保険

(3) 保険金額

・対人1名、1事故10億円 対物1事故1000万円

14 非常災害時の対策

避難訓練	避難計画に基づいて行う
防災設備	消火器・消火栓・防火シャッター等
避難場所	(一次) 園庭
	(二次) 久原公民館または坂ノ市小学校
	(津波の場合) 百華苑
避難時の児童の受け渡し方法	避難先で直接保護者または緊急連絡カードに記入されている人へ引渡す

15 災害時における臨時休園について

大分市の災害時における幼児教育・保育施設等の臨時休園に関する基準に基づき、次の場合には臨時休園とします。

(1) 風水害や土砂災害等の場合

事象	開園前(午前6時時点)	保育中
警戒レベル4 避難指示の発令	臨時休園	全児童の降園 * 降園要請を受けたら 至急お迎えにきてください

(2) 地震の場合

事象	開園前(午前6時時点)	保育中
市内で震度5強以上の地震が発生したとき	臨時休園	全児童の降園 * 降園要請を受けたら 至急お迎えにきてください

16 保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

坂ノ市こども園 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	氏名	吉田和枝	電話	097-592-1143
相談・苦情解決責任者	氏名	巖水顕道	電話	097-592-1143
	氏名	家永貞子		
	氏名	PTA会長		
	氏名	太田ひとみ		
	氏名	安達早代		
	氏名	吉田和枝		
	氏名	秦恵美		
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。			

重要事項説明書の提供及び同意に係る電磁的方法の種類及び内容(確認事項)

1 坂ノ市こども園「以下「当園」という」が使用する電磁的方法の種類

当園のホームページにおいて、重要事項説明書や同意書を保護者の閲覧に供し、保護者が使用するパソコン、携帯電話等に備えられたファイルにダウンロードして記録する方法

2 ファイルへの記録の方式

・PDFファイル形式による記録とします

保護者記入欄
切り取り線

私は、重要事項説明書の提供及び同意に関し、チェックを付けた事項について承諾します。

- 書面に代えて、電磁的方法により重要事項説明書の提供を受けること
- 書面に代えて、電磁的方法により重要事項説明書に対する同意を行うこと
- 指導要録を転園、就学の際に相手先に送ること
- 園で撮影した写真をホームページ、写真販売サイト、及び保育や広報、研究目的での利用すること

※電磁的方法による重要事項説明書の提供や同意を行うことに承諾しない場合は、書面により行うこととします。

年 月 日

保護者 住所
氏名
児童名
児童との続柄

作成日:令和 6 年 4 月 5 日

重要事項説明書

(次項省略)

同意書

坂ノ市こども園長 巖水顕道

私は、坂ノ市こども園の利用にあたり、令和 6 年 4 月 5 日作成の重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者 住所 _____
氏名 _____
児童名 _____
児童との続柄 _____

